

湘南地区メディカルコントロール協議会
救急救命士病院（就業前教育）実習ガイドライン

1 病院実習（就業前教育）の目的

救急救命士の資格を取得した後に救急隊員が救急救命士として救急業務を開始するにあたり、救急救命士法第2条第1項に定める救急救命処置が救急活動現場において傷病者に対し迅速・的確に実践されるよう能力の更なる向上を図るとともに、傷病者の受け入れ後の処置を含めた救急医療の現状の理解及び医療機関での医師の指導下における救急救命処置の修練等とおし医師、看護師等との信頼関係を築くことを目的とする。

2 実習医療機関

(1) 救急救命士病院（就業前教育）実習（以下「就業前病院実習」という。）を行う医療機関は、次の医療機関とするが、どちらかに偏らず実習する体制が望ましい。

- 救命救急センター
- 下記3に掲げる就業前教育カリキュラムを勘案し、必要な教育を受けることができる認められ、湘南地区メディカルコントロール協議会が適当と認めた二次医療機関

(2) 施設基準

- 24時間体制で救急患者を受け入れていること。
- 実習管理責任医師（救急専任が望ましい。）及び事務担当責任者がいること。
- 常時適切な指導者のもとで実習できること。
- 実習に際して、倫理委員会（それに代わる委員会等でも可）にて許可を得ていること。

3 就業前教育カリキュラム（実習目標）

(1) 救急診療研修

一般目標：

救急外来に来院する傷病者の診療活動に参加しながら、病院前救護方法を習得する。

行動目標：

- 救急搬送患者の救急活動記録をチェックし、病院連絡・救急活動記録の適切な方法を説明できる。
- バイタルサイン・基本的な身体所見の観察方法を説明できる。
- 主要な症候・病態及び疾患を理解し、病院前に必要な救護・処置内容とその手順を説明できる。

- 標準的心肺蘇生法を経験し、心肺蘇生ガイドラインに基づく病院前心肺蘇生法の手順を説明できる。
 - 心停止、危険な不整脈の心電図所見を学び、心電図モニターの観察方法を理解する。
 - 外傷患者に対する、病院前の標準的な観察処置法を理解する。
 - 人工呼吸及び酸素療法の適応と手技を理解する。
 - 末梢静脈路の確保を経験し、手順及び合併症を説明できる。
 - 緊急薬剤(アドレナリン)の使用を経験し、手順、薬効評価と観察、合併症とその対策を説明できる。(平成18年4月1日以降の救急救命士の国家試験に合格した者(以下「新試験合格者」という。)に限る。)
 - 緊急薬剤(アドレナリン)の使用に関する病院内のリスクマネージメントの概念及び方策について実践できる。(新試験合格者に限る。)
- (2) 各種検査(画像検査・検体検査・生理検査など)
- 各種検査の補助・見学により、救急診療における検査の意義について理解する。
- (3) 手術室・麻酔科研修
- 手術室における麻酔管理に接し、病院前救護に必要な気道・呼吸管理及び輸液管理の基本を学ぶ。
 - 各種手術を見学し、重要臓器の解剖学的特徴を理解する。
- (4) ICU・病棟研修
- 基本的な看護ケアを経験し、清拭及び体位管理の重要性について理解する。
 - 重症患者の呼吸管理(気道内吸引・肺理学療法)を経験し、その意義について理解する。
 - 各医療処置を補助・見学し、その目的について理解する。
- (5) 産科研修
- 正常分娩を見学し、分娩後の母体側の処置・新生児の評価・応急処置の手順を理解する。
- (6) その他 小児科などの研修が可能であれば望ましい。

4 病院実習の評価

- (1) 就業前病院実習は、別表1(新試験合格者は別表3)に示す病院実習の細目を中心とした、傷病者の観察と救急救命処置の習熟を主体とする。
- (2) 病院実習の細目における目標回数は、実習細目の中で水準A、Bに係る回数であり、この目標回数には救急救命士の養成課程中に実習を行った回数を含めることができる。

(3) 就業前病院実習の修了時には、その評価を行わなければならない。

評価方法は、経験症例のレポート提出・口頭試問・筆記試験等を用いて実習の効果を判定し、実習の細目については、本ガイドラインに従って、別表2（新試験合格者は別表4）に示す評価表を各医療機関が作成することが望ましい。

5 研修期間

160時間以上（例 16時間×10日 又は 8時間×20日 等）とする。

6 その他

(1) 就業前病院実習に関する調整は、湘南地区メディカルコントロール協議会病院実習作業部会がこれを行う。

(2) 就業前病院実習は、各消防本部と実習医療機関との契約等による。

(3) 就業前病院実習を行う医療機関は、本ガイドラインに沿って要綱等を策定するものとする。

(4) 実習生は、医療機関の規則を厳守し、かつ実習管理責任医師及びその他の指導者の指示に従うものとする。

(5) 就業前病院実習を行う医療機関は、救急救命士の病院実習協力病院である旨、ポスターを院内に掲示する等によりインフォームドコンセントを得ること。さらに、実習の目的と方法を明確にした上で倫理委員会等で承認を得ておくこと。

以 上

別表 1

病院実習の細目（新試験合格者以外用）

実施水準は、次のとおりとする。

A：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの

B：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの

C：見学にとどめるもの

	実習細目	実習水準	目標回数
1	バイタルサインの観察（血圧，脈拍，呼吸数など）	A	15
2	身体所見の観察（視診，触診，聴診など）	A	15
3	モニターの装着（心電図，パルスオキシメーターなど）	A	15
4	酸素投与	A	10
5	バッグマスク法	A	3
6	気管挿管	B	3
7	食道閉鎖式エアウェイ，ラリングアルマスク	A	3
8	気道内吸引	A	10
9	喉頭鏡の使用	A	3
10	人工呼吸器の使用	C	—
11	胸骨圧迫心マッサージ	A	3
12	開胸心マッサージ	C	—
13	末梢静脈路確保	A	3
14	点滴ラインの準備	A	10
15	中心静脈確保	C	—
16	輸液	B	10
17	輸血	B	3
18	除細動	A	3
19	緊急薬剤の使用	B	3
20	循環補助（ペースメーカー，IABP）	C	—
21	創傷の処置	B	3
22	骨折の処置	B	3
23	胃チューブ挿入	B	3
24	胸腔ドレナージ	C	—
25	ナーシングケア（清拭，体位変換など）	A	10
26	精神科領域の処置	A	3
27	小児科領域の処置	A	3
28	産婦人科領域の処置	A	3

別表2

評 価 表 (新試験合格者以外用)

項 目

- A：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの
 B：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの
 C：見学にとどめるもの

自己評価、指導医評価は次の3段階により評価する。

3点：自分でできる。(理解している。)

2点：援助があればできる。

1点：できない。(理解していない。)

項目	実習細目	実施回数	自己評価	指導医評価
A	バイタルサインの観察 (血圧, 脈拍, 呼吸数など)			
	身体所見の観察 (視診, 触診, 聴診など)			
	モニターの装着 (心電図, パルスオキシメーターなど)			
	酸素投与			
	バッグマスク法			
	食道閉鎖式エアウェイ, ラリングアルマスク			
	気道内吸引			
	喉頭鏡の使用			
	胸骨圧迫心マッサージ			
	末梢静脈路確保			
	点滴ラインの準備			
	除細動			
	ナーシングケア (清拭, 体位変換など)			
	精神科領域の処置			
	小児科領域の処置			
産婦人科領域の処置				
B	気管挿管			
	輸液			
	輸血			
	緊急薬剤の使用			
	創傷の処置			
	骨折の処置			
C	胃チューブ挿入			
	人工呼吸器の使用			
	開胸心マッサージ			
	中心静脈確保			
	循環器補助 (ペースメーカー, IABP)			
	胸腔ドレナージ			

平成 年 月 日

実習管理責任医師

(印)

別表 3

病院実習の細目（新試験合格者用）

実施水準は、次のとおりとする。

A：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの

B：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの

C：見学にとどめるもの

	実習細目	実習水準	目標回数
1	バイタルサインの観察（血圧，脈拍，呼吸数など）	A	15
2	身体所見の観察（視診，触診，聴診など）	A	15
3	モニターの装着（心電図，パルスオキシメーターなど）	A	15
4	酸素投与	A	10
5	バッグマスク法	A	3
6	気管挿管	B	3
7	食道閉鎖式エアウェイ，ラリングアルマスク	A	3
8	気道内吸引	A	10
9	喉頭鏡の使用	A	3
10	人工呼吸器の使用	C	—
11	胸骨圧迫心マッサージ	A	3
12	開胸心マッサージ	C	—
13	末梢静脈路確保	A	3
14	点滴ラインの準備	A	10
15	中心静脈確保	C	—
16	輸液	B	10
17	輸血	B	3
18	除細動	A	3
19	緊急薬剤（アドレナリン）の使用	A	3
20	緊急薬剤（アドレナリン以外）の使用	B	3
21	循環補助（ペースメーカー，IABP）	C	—
22	創傷の処置	B	3
23	骨折の処置	B	3
24	胃チューブ挿入	B	3
25	胸腔ドレナージ	C	—
26	ナーシングケア（清拭，体位変換など）	A	10
27	精神科領域の処置	A	3
28	小児科領域の処置	A	3
29	産婦人科領域の処置	A	3

別表 4

評 価 表 (新試験合格者用)

項 目

- A：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの
 B：指導者の指導・監督のもとに，医行為を行う者を介助するもの
 C：見学にとどめるもの

自己評価，指導医評価は次の3段階により評価する。

- 3点：自分でできる。（理解している。）
 2点：援助があればできる。
 1点：できない。（理解していない。）

項目	実習細目	実施回数	自己評価	指導医評価
A	バイタルサインの観察（血圧，脈拍，呼吸数など）			
	身体所見の観察（視診，触診，聴診など）			
	モニターの装着（心電図，パルスオキシメーターなど）			
	酸素投与			
	バッグマスク法			
	食道閉鎖式エアウェイ，ラリングアルマスク			
	気道内吸引			
	喉頭鏡の使用			
	胸骨圧迫心マッサージ			
	末梢静脈路確保			
	点滴ラインの準備			
	除細動			
	緊急薬剤（アドレナリン）の使用			
	ナーシングケア（清拭，体位変換など）			
	精神科領域の処置			
	小児科領域の処置			
産婦人科領域の処置				
B	気管挿管			
	輸液			
	輸血			
	緊急薬剤（アドレナリン以外）の使用			
	創傷の処置			
	骨折の処置			
C	胃チューブ挿入			
	人工呼吸器の使用			
	開胸心マッサージ			
	中心静脈確保			
	循環器補助（ペースメーカー，IABP）			
	胸腔ドレナージ			

平成 年 月 日

実習管理責任医師

(印)

湘南地区メディカルコントロール協議会
救急救命士病院（就業前教育）実習受入医療機関名簿

【順不同】

区 分 等	医療機関名
<p>一般救急救命士 （平成18年3月31日以前の救急救命士の国家試験に合格した者）</p>	東海大学医学部付属病院
	平塚市民病院
	海老名総合病院
	茅ヶ崎市立病院
	湘南藤沢徳洲会病院
	湘南東部総合病院
<p>新試験合格者 （平成18年4月1日以降の救急救命士の国家試験に合格した者）</p>	東海大学医学部付属病院
	平塚市民病院
	海老名総合病院
	茅ヶ崎市立病院
	湘南藤沢徳洲会病院

〇〇病院救急救命士就業前病院実習要綱（例）

（趣旨）

第1条 この要綱は、湘南地区メディカルコントロール協議会救急救命士病院（就業前教育）実習ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、〇〇病院（以下「病院」という。）が行う救急救命士の就業前病院実習（以下「実習」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 実習は、救急救命士の資格を取得した後に救急業務を開始するにあたり、救急活動現場において傷病者に対し迅速かつ的確な救急救命処置を行う能力の向上を図ることを目的とする。

（実習内容等）

第3条 病院が行う実習は、ガイドライン3及び4に基づく就業前教育カリキュラム並びに病院実習の細目及び評価内容とする。

2 実習プログラムは次のとおりとする。

救急診療研修	〇〇日
各種検査研修	〇日
手術室・麻酔科研修	〇日
産科研修	〇日（救急診療研修に含む。）
I C U・病棟研修	〇日
想定実技訓練（C P A，外傷）	〇日（救急診療研修に含む。）
口頭試問，筆記試験	〇日
計	〇日（〇週間）

（実習時間）

第4条 1日の実習時間は、〇〇病院が定める規則のとおりとする。ただし病院長が必要と認めるときはこの限りではない。

（実習の手続き）

第5条 病院長は、消防機関から実習の申し込み依頼があったときは救急救命士就業前病院実習申込書（第1号様式）を提出させるものとする。

（通知）

第6条 病院長は、前条の規定による依頼を承諾したときは、救急救命士就業前病院実習決定通知書（第2号様式）を消防機関に交付するものとする。

2 病院長は、前項の規定により実習を行う場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

(服務規律等)

第7条 実習を受ける救急救命士（以下「実習生」という。）は、病院の規則に従い誠実に実習を受けなければならない。

2 実習生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者の実習を中止することができる。

(1) 実習生としてふさわしくない行為があったとき

(2) 心身の故障のため実習に耐えられないとき

(3) その他特別な理由により実習の継続ができないと認められるとき

3 実習生は、実習期間中において緊急を要する業務に従事する必要により、又は心身の故障その他やむを得ない理由により実習を受けることができないときは、病院長の承認を得なければならない。

(指導者)

第8条 実習の指導者は、病院の医師及び看護師で構成する。

(実習費用)

第9条 実習に関する費用については、1日（8時間）〇〇円とする。

2 消防機関は、病院長が指定する期日までに実習費を納付しなければならない。

(公務災害)

第10条 実習生が実習期間中に公務災害（通勤による災害を含む。）を受けたときは、病院長は状況等を速やかに実習生が所属する消防機関に通知するものとする。

2 前項の補償等については、消防機関の事務処理により行うものとする。

(修了証の授与)

第11条 病院長は、実習修了者に救急救命士就業前病院実習修了証（第3号様式）を授与するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか実習について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

第1号様式

〇〇消防発〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇病院長
〇〇 〇〇 様

〇〇市（町）消防長
〇〇 〇〇 (印)

救急救命士就業前病院実習申込書

〇〇病院救急救命士就業前病院実習要綱及び湘南地区メディカルコントロール協議会救急救命士病院（就業前教育）実習ガイドラインに同意した上で、次のとおり救急救命士の就業前病院実習を申し込みします。

1 実習生

氏名 〇〇 〇〇 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 〇
住所 〇〇
連絡先及び方法（一般加入電話や携帯電話など）

2 希望実習期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

3 添付書類

救急救命士免許証又は救急救命士免許証明書の写し

4 所属機関における連絡担当者

所属・役職 〇〇市（町）消防本部 〇〇課
氏名 〇〇 〇〇
連絡先（電話番号）

第2号様式

〇〇病院発〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町）消防長

〇〇 〇〇 様

〇〇病院長

〇〇 〇〇 (印)

救急救命士就業前病院実習決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇消防発〇〇号をもって申し込みのあったことについては、次の事項を条件として承諾したので通知いたします。

1 実習生

氏名 〇〇 〇〇

2 実習期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

ただし、実習状況により短縮もしくは延長も可能とする。

3 実習受託料

1日（8時間）〇〇円とし、実習修了後病院長が指定する金融機関に納入するものとする。

4 病院規則の遵守

別添規則を遵守するとともに、指導職員の指導に従うこと。

救急救命士就業前病院実習修了証

(氏 名)

〇〇年〇〇月〇〇日生

あなたは本病院において湘南地区メディカルコントロール協議会が定める救急救命士就業前病院実習を修了したことを証します

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇病院長

〇〇 〇〇 (印)

救急救命士就業前病院実習契約書（例）

〇〇市長（以下「甲」という。）と〇〇病院長（以下「乙」という。）との間に、救急救命士の就業前病院実習（以下「病院実習」という。）について次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 救急救命士が、病院実習を行うことにより救急救命士法第2条第1項に定める救急救命処置に関する知識及び技術の習得を図ることを目的とする。

（期間）

第2条 病院実習の期間は、次のとおりとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇日間

（場所）

第3条 病院実習の実施場所は、〇〇市〇〇 〇〇番地 〇〇病院とする。

（病院実習費）

第4条 病院実習に係る費用は、1日（8時間）あたり〇〇円とする。

（実習の内容）

第5条 病院実習の内容は、〇〇病院救急救命士就業前病院実習要綱に定める項目のとおりとする。

（病院実習対象者）

第6条 甲が病院実習に派遣する救急救命士（以下「実習救急救命士」という。）は、次のとおりとする。

〇〇 〇〇（氏名）

（服務）

第7条 実習救急救命士の服務時間については、〇〇病院〇〇規則の定めるところによる。

（守秘義務）

第8条 実習救急救命士は患者情報の秘密保持を厳守するものとし、これに反して乙に損害を与えたときは、乙は甲に損害賠償を請求できるものとする。

（公務災害）

第9条 実習救急救命士が実習期間中に公務災害（通勤による災害を含む。）を受けたときは、乙は状況等を添えて速やかに甲に通知するものとし、その補償等に係る事務処理は甲が行

うものとする。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、病院実習が修了したときは病院実習に係る費用を甲に請求するものとし、甲は当該請求に対し、その日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

(実績報告)

第11条 乙は、病院実習期間が修了したときは、甲にその結果を報告し病院実習を修了した旨の証書を発行するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この契約書に定めのない事項又はこの契約に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(効力)

第13条 この契約は、平成〇〇年4月1日から効力を発し、平成〇〇年3月31日をもって効力を失う。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名捺印のうえ各自その1通を保有する。

平成〇〇年4月1日

甲 〇〇市〇〇番地
〇〇市長 〇〇 〇〇 (印)

乙 〇〇市〇〇番地
〇〇病院
病院長 〇〇 〇〇 (印)